

# 仕様書

## 1 委託名称及び委託期間

- (1) 委託業務名称  
第44回九都県市合同防災訓練千葉市会場設営撤去業務委託
- (2) 委託期間  
契約締結の日から令和5年9月30日まで

## 2 委託場所及び訓練日時

- (1) 訓練日時  
令和5年8月27日(日)9時00分～12時00分
- (2) 委託場所  
千葉市役所ほか(千葉市中央区千葉港1-1)

## 3 委託業務内容

- (1) 本委託は、次に掲げる業務とする。…**別紙**参照
  - ア 会場設営、資材調達及び維持管理
  - イ 会場内警備(令和5年8月26日(土)17時～令和5年8月27日(日)12時)
  - ウ 交通誘導警備
  - エ 資材撤収、原状回復及びゴミの処分等(会場復旧含む)
  - オ 本訓練全体に関する保険
- (2) 会場設営及び撤収期間  
令和5年8月26日(土)～令和5年8月27日(日)

## 4 一般事項

- (1) 本業務委託を実施するにあたり、次に掲げる事項について注意すること。
  - ア 受託者は、契約締結後速やかに市と打合せを行い、市が指示する日までに次に掲げる書類等を提出すること。
    - ・内訳書
    - ・着手届
    - ・誓約書(労働関係法令遵守に関するもの)
    - ・完了報告書
    - ・その他市が示すもの
  - イ 本業務の実施にあたり、発生する旅費、調整等に要する経費は、本業務に含めることとする。
  - ウ 作業等(現地確認含む。)に際しては、近隣住民や通行人に支障がないよう十分に注意すること。  
また、住民等からの苦情又はご意見には真摯に対応し、直ちに市に報告するとともに適切な対応をとること。
  - エ 作業等にあたっては、作業員の安全確保に配慮するとともに、安全教育を徹底し、労務災害や第三者災害の発生のないように努めること。

オ 受託者にあつては、本業務で知り得た個人情報等の他への漏洩等の防止に努めるとともに、作業員に対しても強く徹底すること。

なお、本業務期間中のみならず完了後についても同様とする。

カ ごみ（廃棄物）の処分にあつては、適正に処理すること。

キ 訓練期間中の労務災害や第三者災害等の発生がないよう努めること。

(2) テント等は、汚れの著しいものは使用しないこと。

また、資機材についても破損等が著しいものは使用しないこと。

(3) テント及び設置物については、重し等により固定をすること。

(4) 受託者は、市の求めに応じて業務の進捗状況等を市に報告すること。

また、工程に遅れが生じた場合は速やかに市に報告し、指示を仰ぐこと。

(5) 災害、荒天等により中止、縮小する場合は、契約内容等について別途協議する。

(6) その他疑義がある場合は、本市の指示を受けること。

## 5 委託料支払方法等

(1) 委託料の支払方法

完了払いとする。

(2) 契約保証金

千葉県契約規則第 29 条各号のいずれかに該当する場合は免除とする。